

東みよし町地域包括支援システム構築業務仕様書

1 業務名

東みよし町地域包括支援システム構築業務（以下「本業務」という。）

2 目的

現行システムの導入から7年が経過し、ハードウェア関連の更改時期になることから、最新版のシステム及びハードウェアを導入することとする。

3 委託期間

構築に係る期間は、契約締結日から2022年3月28日まで（予定）

4 納入場所

東みよし町地域包括支援センター、東みよし町役場福祉課

5 本業務の内容

(1) 調達範囲

本業務に係る調達範囲は、地域包括支援システムの利用にあたり必要となるソフトウェア、ハードウェア等周辺機器や導入作業を含めるものとする。調達の対象範囲は、次のとおりとする。なお、保守は別途契約する。

- ① システム構築及び導入作業
- ② システム構築及び導入に必要なハードウェア並びに周辺機器の導入、設置
- ③ 調達機器保守（障害対応、バックアップ）
- ④ 操作研修及び操作マニュアル作成
- ⑤ その他、本委託業務仕様書に記載の内容

6 機能要件

(1) データ連携

住民基本台帳情報及び要介護認定情報を取り込む機能を有することとし、連携対応、作業費、打合せ等の付帯作業費は受託者の負担とし、本契約に含めるものとする。

(2) 機能要件

機能要件については、別紙「地域包括支援システム機能一覧」のとおりとし、提案する地域包括支援システムについて機能要件毎に対応状況を入力すること。また、追加費用ありの場合は、見積書にその追加費用を含むこと。

(3) 安全性及び操作性

・地域包括支援システムの安定的な稼働を行うため、安定性・信頼性に優れたソフトウェ

アであること。

- ・操作において、特別な知識を持たない職員にとっても使いやすいように、画面構成や操作の共通性及び検索機能の充実した操作性の優れたシステムであること。
- ・データの一元管理を基本とし、本町等が用意する既存のネットワーク環境でネットワーク運用が可能なシステムであること。

(4) システム性能

- ・地域包括支援システムを構築するにあたり、ソフトウェア、ハードウェア等のセキュリティ対策に配慮するなど、利用者の個人情報取り扱いに十分注意すること。
- ・各々の処理において、必要と思われる帳票や一覧表が出力できること。
- ・将来的なシステム規模増加を考慮し、機器部品やライセンス等を増加することによって拡張することが可能であること。
- ・全国の自治体において導入実績を有し、最適なシステムを提案すること。
- ・制度改正等への円滑な対応および設計開発コスト・維持管理コスト等の抑制を図るため、カスタマイズは行わない形での導入を基本とする。
- ・ウィルス対策ソフトは本町にて導入する。

7 信頼性要件

地域包括支援システムでは、操作ミスによるデータの不整合や、システム障害によりサービス停止を未然に防ぐ対策を講じ信頼性を確保するため、次の要件を定める。

- (1) 運用状態やユーザの利用状況を知るためのログ採取等、システム管理者がシステムの状態を容易に確認できる機能を有すること。
- (2) アクセス権の設定が可能であること。
 - ・利用者権限の設定により、権限を付与された職員が与えられた範囲のみを操作できるように制限を行い、不正なアクセス等からデータの保護を図ること。
 - ・安易に第三者が情報の閲覧や印刷などができないようなセキュリティの確保をすること。
- (3) バックアップは、業務に影響を一切あたえることのないよう、バックアップ運用計画を策定の上、システムの変更に伴うフルバックアップや、各種データの定期的なデータバックアップを実施し、データ損失の防止、システム破壊時の迅速なリカバリを可能とすること。

8 ハードウェア

新規ハードウェアについては、導入後最低5年間は十分なレスポンスが得られる構成を想定し、導入実績のある安定性、信頼性、保守性に優れた機器を提案すること。また、以下の仕様相当のものとし、稼動後著しくレスポンスが悪化する場合は、協議の上ハードウェアの増強等を行うこと。なお、経費削減の具体的な方法があればこの限りではないの

で、その方法を提案すること。

(1) 新規導入ハードウェア

①サーバは本町のシステムサーバ仮想化基盤に構築する。

なお、割り当てるサーバリソースについては、別途協議のうえ決定する。

②クライアントパソコン（台数：9台）

- ・ OS：Windows 10 とする。
- ・ CPU：Core-i3 3.60GHz 相当とする。
- ・ メモリ：8GB 相当とする。
- ・ 記憶装置：SSD 256GB 相当とする。
- ・ ディスプレイ：20 インチワイド液晶モニター相当
- ・ Office Standard とする。
- ・ 保証：5年間当日訪問修理
- ・ 既設 HUB からの LAN ケーブルを含めること。
- ・ 二要素認証の仕組みを用意すること。

③プリンタは既存のプリンタを利用する。

(2) クライアント設置場所と同時接続台数

- ・ 東みよし町地域包括支援センター 8台
- ・ 東みよし町福祉課 1台

9 データ移行

(1) 現行パッケージシステムを引き続き提案する場合は、過去のデータは全て移行すること。

(2) 新規パッケージシステムを提案する場合は、既存システムからのデータ移行については行わないものとするが、各種マスタ関連等についての投入は受注業者が実施すること。

10 構築・保守体制

(1) 本業務を実施するにあたり、システム構築、導入、データ受入等を担う「業務責任者」と、本町との協議及び機能要件、システム事業者との協議への対応を担う「担当責任者」の双方を置くこと。なお、「業務責任者」と「担当責任者」は兼務することを可とする。

(2) システム本体及び機器等の保守については、別途保守契約を行うが、システムの円滑な運営のための各種助言、情報提供を行うこと。

(3) システム導入業者は、ハードウェアやネットワークのみならず、介護保険制度や導入システムの操作等に精通する保守要員を配置すること。

1 1 保証

設計上の要求を満たさない契約不適合があった場合や納入時すでに存在したと判断される不具合や障害があった場合、その他システム運用において不良が発生した場合で受託者に契約不適合がある場合は、速やかに受託者の責任において無償で修正すること。なお、その期間等については別途契約時に定めるものとする。

1 2 システム保守

別途締結予定である保守契約の期間において、次の対応を行うこと。

- (1) システム操作及び技術的な質問に応じる窓口を設置し、迅速に対応すること。
- (2) 安定したシステムのサービスを実現するために、システムを最適な状態で維持、管理し、システム障害時の回復措置方法や迅速な復旧作業を遂行する万全な運用体制を整備すること。
- (3) 国による制度改正等に対応できる仕組みを有していること。また、制度改正等において開発費や作業料等、別途費用がかからないものとする。但し、大幅な制度改定が施行される場合は別途協議のうえ決定するものとする。
- (4) 障害の発生時は、速やかに障害の切り分けを行い、原因箇所の特定を図ること。
- (5) 障害の原因箇所が、本システム（機器等を含む）の場合、本調達の受託者が責任を持って障害を復旧させること。また、解決に至らない場合、本町立ち会いのもと、他社と共に原因究明に努力すること。
- (6) パッチ情報の提供を行うこと。
- (7) 本システムを管理する本町の職員からの操作面・機能面に対する問い合わせ窓口を常設すること。
- (8) 資産のバックアップを適切に行うこと。

1 3 その他

- (1) 地域包括支援システムで作成されたデータや文書に関する著作権については、原則として本町に帰属する。
- (2) 地域包括支援システムを構築する際に、疑義が生じた場合は本町と協議を行い決定する。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしてはならない。
- (4) 経費削減が可能なシステムを提案・構築すること。
- (5) 仕様内容の変更に伴い追加費用が生じる場合は、別途これを協議する。
- (6) 運搬・搬入・据付・現地調整等の方法及びスケジュールは本町と協議を行うこと。
- (7) 搬入時に使用した箱、保護材等は据付後速やかに受託者が持ち帰ること。